

# 交通安全かわら版

令和3年11月  
茨城県警察本部交通総務課  
NO. 57

～ 年末の交通事故防止県民運動の実施 ～

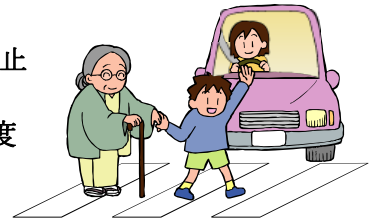
## 年末の交通事故防止県民運動

**期 間** 令和3年12月1日(水)～12月15日(水)

**スローガン** 飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪

**運動の重点** (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

- 今年10月末現在、茨城県内の交通事故死者数63人の状態別では、歩行者が4割以上の27人で最も多く、このうち半数以上の14人が道路を横断中でした。 **横断歩道は歩行者優先**
- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩行者がいる場合は、必ず停止しなければなりません。
- 子供や高齢者のそばを通る時は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 歩行者が道路を横断する時は、車の運転者に対して手を上げる等、渡る意思を表示し、車が停止するのを確認してから渡りましょう。



**運動の重点** (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

### 夕暮れ時は早めのライト点灯

- 12月は1年間で最も日没時刻が早まる月です。夕方のライトを点灯目安時間の16時にはライトを点灯し、対向車や先行車がない時は、積極的に上向きライトを活用して、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夕方以降に、自転車利用時や歩いて外出する時は、明るい色の服を着用し、反射材やLEDライト等を体の複数箇所につけましょう。



**運動の重点** (3) 飲酒運転の根絶 **茨城は飲酒運転死亡事故多発県**

- 今年10月末現在、茨城県の飲酒運転による死者数は6人で、全国ではワースト第4位、前年同期に比べて大きく増加しています。
- 飲酒運転を行ったドライバーはもちろん、飲酒運転者への車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則が定められています。
- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です。
- 生活破綻や家庭崩壊等につながる飲酒運転は、絶対禁止です。



12月は日没時刻が年間を通じて最も早く、例年夕暮れ時から夜間にかかる時間帯の交通事故が多発します。

また、忘年会等飲酒の機会が増えることで、飲酒運転も多発します。

年末に向けて、県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。